



我が国における国民の司法参加の成立と展開 大正 陪審制度から裁判員制度まで

河村, 敏介

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2016-03-25

(Date of Publication)

2017-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6573号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006573>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

論文内容の要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏名 かわむら としすけ
河村 敏介

学位の種類 博士(法学)

学位授与の要件 神戸大学学位規程第5条第1項該当

学位論文の題目 我が国における国民の司法参加の成立と展開
大正陪審制度から裁判員制度まで

審査委員 主査 教授 井上典之
教授 浅野博宣
教授 池田公博

学位審査の対象となっている『我が国における国民の司法参加の成立と展開—大正陪審制度から裁判員制度まで—』は、「国民の司法参加」をキーワードにして、その具体的制度としての大正陪審制度、日本国憲法制定後の検察審査会制度、そして、21世紀の裁判員制度を取り上げ、それぞれの制度のもつ意義や問題の指摘とともにその展開の過程を概略しつつ、現在の裁判員制度それ自体の問題と今後のあるべき発展の方向性を、日本国憲法に含まれる規範的内容から検討しようとするものである。

本稿は、まず「国民の司法参加」とは何かという点から出発し、それを切り口として多角的に関連制度の考察を展開することを内容として展開することを確認する。そのうえで、本稿は、憲法の基本原理である国民主権の具体的な表れとしての「裁判員制度」を、国民の目線と感覚を裁判に取り入れることで、より国民に近い仕組みへと発展させる手掛かりを得ようとして、日本における国民の司法参加の第一歩である大正陪審制度を、その歴史的前提制度として取り上げることになる。

第1章は、まさに裁判員制度と同じ国民の直接的参加型である大正陪審制度の邂逅というテーマで、その採用の歴史的背景と成立・実施そして停止に至るまでを論じている。「司法の民衆化」とよばれ、昭和3(1928)年から実施され同18(1943)年に廃止ではなく停止された大正陪審制度は、大正デモクラシーの昂揚の中、日糖事件・大逆事件等を経て原敬の執念ともいえる陪審法の制定により、彼が凶刃に倒れた後の昭和3(1928)年10月1日に施行された。すなわち、本稿は、大日本帝国憲法における天皇主権下において実現した大正陪審制度は制度上の多くの制約による問題点も少なくなく、結局、第二次世界大戦末期、次第に敗色濃厚となった昭和18年4月1日に廃止ではなく停止となった流れをたどっている。本稿は、その流れだけでなく、その歴史的背景としての福沢諭吉の『西洋事情』での陪審の記述、ポアソナードの陪審法、そしてそれらの背景の下での政治的論争も取り上げ、第二次世界大戦後の日本において、戦前の原理・背景の違いにもかかわらず、陪審制度が持っていた「国民の司法参加」という理念が不死鳥の如く生き残り、再び新しい時代に飛び立ち、新たな関を告げるとの見解に従い、日本国憲法下でのその展開へと進んでいくことになる。

本稿の第2章は、第二次世界大戦終結後の日本国憲法の制定と日本国憲法に含まれることが当然視されていた陪審制度の復活がGHQの意向で見送られ、裁判所法3条3項が制定された経緯をまず検討する。そして、GHQ草案より「陪審」という字が消えてしまった点を、GHQの導入に対する消極性があると仮定して、GHQの指示による日本国憲法の制定や、憲法ではなく裁判所法3条3項の制定理由を明らかにすることで、間接的な国民の司法参加である日本国憲法に採用された最高裁判所裁判官の国民審査制度と、刑事裁判における間接的参加型としての世界にあまり例をみない検察審査会が制定、設置された経緯が提示される。そこでは、強力な権限を持つ検察に対し、それを嫌うGHQ側の検察官公選制度導入の要求とそれに反対する司法官僚側との妥協に至るまでの経緯が明らかに

され、同時に当時は検察官公選制度をなんとしても阻止しようとした妥協の産物であった検察審査会が、その後、平成の法改正により強制起訴という機能を持った検察審査会と共に裁判員制度が国民の司法参加という面で表裏一体の機能を有する制度であるという考え方が説明されることになる。

本稿の第 3 章は、間接的参加にとどまっていた日本国憲法の下での「国民の司法参加」が、本格的に直接的参加型の裁判員制度の導入によってどのように変化していったのかを概観するものになる。そこで、まず本稿は、裁判員制度導入後の裁判員裁判の実態を知るためには、その担い手である裁判員経験者からの感想等についての最高裁判所のアンケートを分析し、その検証から裁判員裁判の実態を確認する作業から始める。そこでは、一応、裁判員経験者からの前向きな反応とともに、現実の声としての問題点も指摘されていることが確認される。そこで、本稿では、そのような事実上の問題とともに、制度実施前には「違憲のデパート」とまでいわれた裁判員制度の憲法適合性についての下級審の判例を検討し、その上で、この問題に一応終止符を打った平成 23 (2011) 年 11 月 16 日の最高裁判所による合憲判断を精査、考察し判例研究としてとりまとめることになる。その結果、国民の司法参加の日本国憲法における許容性、裁判官の職権行使の独立性、そして裁判員の負担に対する憲法上の問題に関する対応、被告人の裁判員裁判を受けるか否かの選択権の問題など、一応、裁判員裁判をめぐる憲法問題に決着がついてはいるが、そこにはまだまだ裁判そのもので争われていない、あるいは必ずしも明確に回答が与えられなかった問題があることを指摘し、本稿は、さらに先に進んでいる。

これまでの流れの中で、本稿の第 4 章は、アンケートや現実の裁判における裁判員裁判制度の順調な滑り出しにもかかわらず、施行後 7 年目を迎えた当該制度についての残されている、あるいは、隠れた様々な問題点を摘出し、それを考察の上、それぞれの問題点に対する改善についてとりまとめることになる。その際に、「国民の司法参加」を直接的参加型で実現する現行の裁判員制度を形骸化させないためにも、この第 4 章では、特に重要な部分として、控訴審での逆転判決の取り扱いの問題、公判前整理手続を取り入れることによる情報の格差、審理の長期化をもたらす事案、裁判員裁判の対象となる事件の拡大、裁判員の守秘義務、被害者参加型制度の問題、そして裁判員自身の精神的負担などを、様々な角度から考察している。

最後に、本稿は、「国民の司法参加」という考えが、幕末に伝えられて以来、明治・大正・昭和を経て、現在では裁判員裁判制度として結実していること、しかし、それは問題点も含んでおり、間接的参加型の最高裁判所裁判官の国民審査や検察審査会という制度による補完によって、より国民の視点や感覚と法曹の専門性とを交流させることでより長所がいかにせる刑事裁判を目指すものであること、そうであるならば、裁判員裁判は日本の社会では馴染まないとの意見もあるが、国民の日常生活に密接な関係のある行政訴訟にこそ国民の目線での裁判員裁判を導入すべきであるとの提言を提示して、そのまとめとしている。

まず、はじめに、博士学位審査の対象となっている本稿は、平成 21(2009)年 5 月に施行された「裁判員の参加する刑事事件に関する法律」(以下裁判員法)に基づいて「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」ことを目指して実施された裁判員裁判を中心的な検討対象に置き、「国民の司法参加」との切り口で、国民主権原理の下での国民による裁判の実現とその問題点を、平成 23 (2011) 年の最高裁判所判決でも示唆された大正陪審制度に遡ってその展開と発展の過程とともに検討し、今後のあるべき方向性を提言しようとする意欲的な内容になっている。そこで、本稿は、幕末から明治初年にかけて文献によって我が国に諸外国より伝えられ、特に福沢諭吉の『西洋事情』で一般国民の裁判に参加する制度として紹介された陪審制度が彼の思想・哲学と共に全国に伝わり、その影響が大日本帝国憲法制定時の私擬憲法や後の大正デモクラシーにまで至っているとの確認とともに、昭和 3 (1928) 年に実施された大正陪審制度の検討から始めることになる。そのうえで、第二次世界大戦後の日本国憲法制定過程で現れるGHQの態度や当時それに抵抗しようとした司法官僚の対応から、陪審制の復活ではなく最高裁判所裁判官の国民審査制度や検察審査会の採用という 20 世紀の日本における措置が取り上げられる。それらの時間的な流れの中での制度的背景を踏まえて、ようやく本稿は、21 世紀の「国民の司法参加」の制度的具体化としての裁判員裁判制度の検討が行われることになるのである。

本稿の興味深い点は、「国民の司法参加」には直接的参加型と間接的参加型が存在し、大正陪審制度や裁判員裁判制度が直接参加型であるとしつつ、日本国憲法の下で取り入れられ、実施されている最高裁判所判事に対する国民審査制度(憲法 79 条 2、4 項)や検察審査会制度を間接的参加型として、どちらも司法権(あるいはその行使)に対する国民の参加という点で参政権と同様な性格を有するものととらえることである。その結果、天皇主権と国民主権という憲法上の基本原理の違いにもかかわらず、大正陪審制度と裁判員裁判制度を一定の共通点を持つものとして検討対象に取り込むことができ、また、日本国憲法の下においてあまり同一平面で考えられたことがなかった最高裁判所裁判官の国民審査や検察審査会という制度も「国民の司法参加」の名の下に検討対象にすることができるようになる。これは、裁判員裁判制度の問題点を、制度比較という観点では諸外国の陪審制度(特にアメリカ)や参審制度(特にドイツ)を対象にしてきた従来の議論とは異なった視点を提供してくれるという本稿の特徴となっている。

そのうえで、本稿は、民意を司法に反映させるというのはいかなる意味を持つのかという課題を、単に国民主権原理の観点からだけでなく、現実の国民の視点や感覚と法曹界との交流による裁判のより良い方向への発展という視点で検討すると第二の特徴もここで指摘することができる。もちろん、本稿は、裁判員制度を国民主権の具体的実現形態ととらえる点は第 8 章の標題からもうかがわれるが、現実には司法に参加する担い手である裁判員が実際に裁判に参加し、どのように感じ、理解し、考えているかを知るためにアンケートのデータ結果の検証を利用することにより、裁判員裁判の実態を明らかにしようとし

て、そこから法曹専門家と素人の裁判員との関係を確認するとの手法も用いている。このような手法は、抽象的な国民主権原理という憲法上の原理の規範的内容の考察からのみ「国民の司法参加」というキーワードをとらずに、より実際の観点での問題の考察を行おうとする本稿に一貫して流れる分析の視点になっている。

ただ、これらの本稿の特徴は、反面で問題点も含むことになる。本当に直接参加型ということだけで、また、最高裁判所の判断等で指摘されているということから、天皇主権を基本にする大日本帝国憲法時代の大正陪審制度と、国民主権原理を基本にする日本国憲法の下での 3 つの制度を同一平面で比較検討することが可能といえるのかという問題が、ここではまず指摘できる。さらに、データの利用は、確かに事実としての制度の実態をとらえることができるとしても、それを例えば、最高裁判所によって下された規範的レベルでの裁判員裁判制度についての憲法判断とどのように関連づけて、あるべき「国民の司法参加」の制度の方向性を示すことになるのかについての、十分な説明がなされていないのではないかという問題点も、本稿の内容に対して指摘することができる。

但し、そのような問題点が指摘できるとしても、そのことが本稿の価値を下げることにはならないという点にも注意が必要である。まさに、第一の問題に関しては、本稿において、今も昔も同じ日本という国土に住む日本人が臣民であろうと国民であろうとも直接裁判に参加することは、一般国民が司法の世界に一步踏み込んだということも事実である点を指摘することで、憲法原理における違いを自覚していることは読み取ることができただけでなく、「国民の司法参加」の具体的内容は、その時代ごとの政治・経済・文化や国際環境によって変化するものであるという点も確認して、その根底に流れる国民の司法参加の基本的精神は変わることがないとする点で、本稿は十分に問題にこたえる内容を展開しているのではないだろう。また、第二の点に関しても、自覚的とはいえないが、裁判員裁判制度に内包する様々な問題を多角的な視点で考察する内容の中で、事実としての部分と規範的なあるべき姿の検討の記述において、事実と規範の関連づけという問題点を補うだけの内容を展開しているということができるよう思われる。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である河村敏介氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成28年 3月 7日

審査委員 主査 教授 井上典之

教授 浅野博宣

教授 池田公博